

事前届出対象事業の該当性に係る調査について

令和2年3月

財務省

初めに

上場会社 各位

平素より外国為替及び外国貿易法の運用に際してはお世話になっております。

外国為替及び外国貿易法は、投資自由を原則としつつ、国の安全等の観点から、一定の業種に対する対内直接投資等について財務大臣及び事業所管大臣への事前届出を求めています。

今般、日本経済の発展に寄与する健全な対内直接投資については投資家の負担をできる限り軽減し、一層促進する必要がある一方で、欧米各国が安全保障の観点から対応を強化している中、我が国としても国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応する観点から、事前届出免除制度の導入及び事前届出の対象の見直し等を行うことにより、メリハリのある対内直接投資制度を目指すことを目的とした外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案を先の臨時国会に提出し、可決・成立いたしました。

その後、政令等の下位法令の整備を進め、3月14日からパブリックコメントを開始させていただきました。

事前届出免除制度の導入に際しては、一部外国投資家から、上場会社が営む企業の事業内容について、当局で取りまとめてほしい旨の要望が寄せられたところ、当局としては、外国投資家の利便性向上・対内直接投資を一層促進する観点から、全上場企業が営む事業内容についてアンケート調査を実施し、回答を集計し、その内容を取りまとめて公表することとしたところです。

本調査は、株式会社日本能率協会総合研究所に委嘱し実施することとしておりますが、各位におかれては、年度末かつ、足元では新型コロナウイルスへの対応もあり、お忙しいところ大変恐縮ですが、趣旨に鑑み、何卒ご協力いただけますと幸いです（回答期限の目途：令和2年3月27日（金））。

財務省国際局調査課長

目次

事前届出対象事業の該当性に係る調査について《本編》

1. 調査の概要
 - (1) 調査の対象
 - (2) 調査の目的
2. 記入の手引きについて
3. 提出方法
4. 今後の予定

記入の手引き編

1. 貴社に関する項目 欄：
2. 事前届出対象事業について 欄：
3. 子会社が営む事前届出対象事業について
4. 備考欄
5. 記入上の留意点
 - (別添 1) 告示別表第 1
 - (別添 2) 告示別表第 2注記
6. 記入例
7. 業種の解説について
8. 各事業所管大臣の連絡先

1. 調査の概要

(1) 調査の対象

本調査は、令和2年3月2日時点で、東京、名古屋、福岡、札幌証券取引所へ上場している企業（新興市場（ジャスダック等）上場企業を含む）にお送りしています。

(2) 調査の目的

①制度の概要

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第27条に基づき、外国投資家が、本邦上場企業（以下、発行会社といいます）の10%以上の株式又は議決権を取得しようとする場合は、当該発行会社の営む事業に応じて、外国投資家に対して「事前届出」又は「事後報告」を求めています（事前届出制度）。

このうち、事前届出については、発行会社が、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の別表第1及び第2に規定する業種（以下「指定業種」といいます。）を営む場合に求めているほか、当該発行会社の子会社において営む場合も同様に届出を求めています。また、告示別表第3に規定する業種の場合は、事後報告のみで足りることとされています。

②外為法改正の内容

事前届出制度に関して、先の臨時国会において、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案が可決・成立したところであり、上場会社等の株式取得に係る事前届出の閾値を1%に引き下げる一方、現在の指定業種のうち「特に国の安全等に該当するおそれが大きいものとして政令で定めるもの」以外のものを行おうとする場合には、原則として事前届出を不要とし、事後報告を求める「事前届出免除制度」を創設することとしたところです。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律及びその概要については、財務省ホームページからご覧いただけます。

- ・外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（条文等）

http://www.mof.go.jp/about_mof/bills/200diet/index.htm

- ・「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」について（令和元年10月18日付報道発表）

http://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/press_r

[elease/20191018.html](http://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/press_release/20191018.html)

○政省令・告示改正案の概要についても、財務省ホームページからご覧いただけます。

「外国為替及び外国貿易法の関連政省令・告示改正案」について（令和2年3月14日付報道発表）

http://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/press_release/20200314.htm

③調査の必要性

上場会社等の事前届出の閾値を10%以上から1%以上に引き下げることに伴い、一部外国投資家より、「当局において、全上場会社を対象とした、一覧性のあるリストを作成し、公表してほしい」との要望を受けております。ご要望に当局として真摯に対応する観点で、「証券コード、ISINコード、企業名、英文商号、区分」一覧性のあるリストを作成し公表することとしたところですが、その作成に当たり、発行会社の皆さまに実際に営んでいる事業の内容等をお伺いした上で、リストを作成していきたいと考えており、今般本調査を行うこととしたところです（公表するリストのイメージは以下のとおり）。

なお、本調査に基づき作成し、公表するリストにおいては、「このリストは上場企業へのアンケート調査並びに定款及び有価証券報告書に基づき、作成・公表されたものであることから、投資実行時点での外為法上の事前届出免除制度の取扱いと一致していない可能性がある」ことを記載することとしています。

また、区分については、調査票上、実際に営んでいるとされた業種と、今後制定等を予定している「国の安全等を損なうおそれが大きい業種として財務大臣及び事業所管大臣が定める業種」等の告示に規定する業種を機械的に突合させて①～③の区分に分類いたします。

＜銘柄リストのイメージ＞

(注)3区分に応じたソート可能な方式で公表

証券コード	ISINコード	会社名	英文商号	区分
****	JP*****	エービーシー	ABC CO.,LTD	①
****	JP*****	財務商事	ZAIMU,Ltd.	②
****	JP*****	エックスワイゼット	XYZ Corporation	③

(区分)

- ① 指定業種以外(事後報告業種)の事業を営んでいる会社
- ② 指定業種(③以外のもの)の事業を営んでいる会社
- ③ 指定業種のうち、国の安全等を損なうおそれ大きい事業を営んでいる会社

2. 調査票の記入の手引き

上場会社各位におかれては、お忙しい中恐縮ですが次ページからの記入の手引きに従って、「事前届出対象事業の該当性に係る調査票」等に必要事項を記載し、下記の方法により、令和2年3月27日(金)を目途に、ご提出をお願いいたします。

事前届出該当業種を営んでいない場合も、お手数ですが、該当なし欄に○の上、ご返送をお願いいたします。

調査票の電子媒体が必要な場合は、調査票の発送・集計事務を委嘱している「日本能率協会総合研究所」のHPからダウンロード可能です。

3. 提出方法

(1) 郵送の場合

同封の返信用封筒を用いてご返送ください。

(2) メールの場合

メールによる提出については、下記アドレス宛にお願いします。

その際は、メールの宛先の冒頭に、証券コードを付していただきますようお願いいたします。

提出先メールアドレス : mof@jmar.co.jp

(3) 連絡・照会先

○提出先・提出書類の入手について

調査票の入手先：<https://www.jmar-form.jp/mof>

連絡・照会先

調査実施事務局

株式会社日本能率協会総合研究所 経営・マーケティング研究部

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-1-22 日本能率協会ビル

問い合わせ先：0120-790-314

○アンケート全般について

財務省国際局調査課外国為替制度調査室：

03-3581-4111 内線 5284

○各業種の分類について

各事業を所管する省庁（業種別の所管大臣及び連絡先：別添3）

4. 今後の予定

（1）調査票の回答期限の目途 令和2年3月27日（金）

（注）短期間の調査かつ、足元では新型コロナウイルスの影響もあり、上記期日までに提出が難しい場合もあろうかと存じますが、上記期限を過ぎても、ご回答いただきたいと考えておりますので、完成次第、随時送付いたしますと幸いです。

（2）とりまとめ・リストの公表 令和2年4月下旬（予定）

事前届出対象事業の該当性に係る調査票の記入の手引き

調査票は、別紙１（上場会社分）及び別紙２（子会社分）があります。
別紙１については、全社に記入をお願いしております。別紙２については、該当がある場合にご記入をお願いします。

《全社共通記入事項：調査票別紙１》

作成年月日欄： 調査票を作成した年月日を記載してください。

１．貴社に関する項目 欄：

（１）（２）会社名（和文・英文）：

貴社の正式名称（定款に記載のある和文及び英文）を記載してください。

（３）ISINコード、（４）証券コード：

付与されたコードを記載してください。

（５）担当者の所在地（６）部署、（７）氏名、（８）連絡先（電話）、（９）
連絡先（メール）：

調査票の内容について当局側から質問等があった場合の連絡先となる、
ご担当の方の部署名等を記載してください。担当者の役職について特
に指定はありません。内容がわかる方の氏名を記載してください。

《ご準備いただくもの》

貴社の定款・有価証券報告書、その他事業内容がわかるもの。

貴社に、子会社（会社法上の子会社）がある場合は、子会社の定款や、有価
証券報告書（作成している場合）、事業内容がわかるもの。

《以下該当する場合のみ》

２．事前届出対象事業について 欄：

（１）別表第１の該当性

対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及
び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成２６年内閣府、総務省、財
務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
環境省告示第１号、以下、「指定業種告示」といいます。）別表第１（別添
１）に規定する業種を営んでいるかどうかをお伺いします。

定款上の事業目的、有価証券報告書、ホームページの公表情報等を踏ま
え、貴社の事業内容につき、指定業種告示別表１に該当すると判断される
場合には①の該当ありに○をつけてください。

特に、定款、有価証券報告書に記載があり、その記載から別表 1 に該当することが明らかな場合には、必ず「該当あり」に○をつけてください。

「該当あり」に記入したうえで、該当する事業分類について、「業種を営んでいる場合はチェック」の該当欄（②）にも、○をしてください。いずれも該当がない場合は、①の該当なしに○をお願いします。

なお、事業の一部であっても告示別表第 1 に規定する業種が含まれる場合には、営んでいるものとして御回答ください。

【告示別表第 1 の概要】

○以下の製造業（「武器・航空機等」といいます）

- ・ 武器等、航空機、人工衛星、原子力等
- ・ これらの付属品
- ・ これらの付属品の部分品
- ・ これらの製作に使用するために特に設計した素材
- ・ これらの製造用の装置、工具、測定装置、検査装置、試験装置

○武器・航空機等の機械修理/電気機械器具修理業

○武器・航空機等を使用するために特に設計したプログラムに係るソフトウェア業

○核原料物資に係るその他の金属鉱業

○輸出貿易管理令別表第 1 の 1 から 15 までの項の中段に掲げる貨物の製造業

○外国為替令別表の 1 から 15 までの項の中段に掲げる設計及び製造に係る技術を保有する、製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、機械設計業、商品・非破壊検査業、その他の技術サービス業

※ 輸出貿易管理令別表第 1 の 1 から 15 までの項の中段に掲げる貨物、外国為替令別表の 1 から 15 までの項の中段に掲げる設計及び製造に係る技術の内容については、下記 URL に掲載されている、各マトリクス表をご参照ください。

＜経済産業省－安全保障貿易管理－貨物・技術のマトリクス表＞

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

（2）別表第 2 の該当性

指定業種告示別表第 2（別添 2）に規定する業種を営んでいるかどうかをお伺いします。別表第 1 の該当性と同様に、告示別表第 2（別添

2) に該当する業種を営んでいると判断される場合には、④欄の該当ありに○をつけてください。事業の一部であっても告示別表第2に規定する業種が含まれる場合には、営んでいるものとして御回答ください。

特に、定款、有価証券報告書に記載があり、その記載から別表2に該当することが明らかな場合には、必ず「該当あり」欄に○をつけてください。該当あり欄に記入したうえで、別添2の「回答欄に記入する内容」をご確認の上、該当する回答区分の番号を、回答区分欄の細分類番号等の記入欄(⑤)に記載してください。複数の回答区分に該当する場合はそれぞれ別段に記載してください。また、欄が不足する場合は、電子媒体をダウンロードし、適宜欄を追加してご回答ください。

いずれにも該当しない場合は、④欄は、該当なしに○をお願いします。

なお、告示別表第2に規定するソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット利用サポート業に関して、従前は、これらの事業を営んでいる場合は、その内容の如何に関わらず、指定業種としておりましたが、今般、指定業種告示の範囲も見直すことを予定しております。具体的には、事業の内容によって、扱いが異なりますので、末尾にある解説《注3》をご覧ください、適切な区分を選択いただきますようお願いいたします。

3. 子会社が営む事前届出対象事業について

貴社の子会社(会社法上の子会社及び総議決権の100分の50を保有する他の会社をいい、**海外にある子会社は含みません。**)において、上記2.(1)～(3)と同様の調査を行っていただき、該当がある場合は、該当ありに○の上、調査票別紙2に必要事項を記入いただきますようお願いいたします。記入に当たっての留意事項は、上記(1)～(3)と同様です。なお、子会社を有していない、又は子会社で実施していない場合は、該当なしに○をお願いいたします。

4. 備考欄について

定款上の事業目的には記載されているが、実際には営んでおらず、近い将来においても会社として当該事業を営む予定がないため、該当業種にチェックを付していない業種がある場合は、備考欄に実際には営んでいない旨を記載してください。

その他、何か補足事項等がある場合に記載をお願いします。

5. 記入上の留意点

- (1) 令和2年3月27日時点の状況をご記入いただきますようお願いいたします。調査票の提出後に回答内容に変化（新たに事業を開始した等）があった場合は、お手数ですが、財務省までご連絡をお願いいたします。
- (2) 回答いただいた内容に基づき、財務省又は事業所管省庁等から内容の確認のためにご連絡する場合があります（ご回答いただけない場合も同様です）。
- (3) ご回答いただけない場合は、当局において定款及び有価証券報告書を基に該当性を判断し公表させていただきますが、定款及び有価証券報告書の内容のみでは、適切に区分することが困難な場合も想定されます。
回答を強要するものではありませんが、企業の営む事業の実態に沿ったリストを作成する観点からも、ぜひともご回答いただきたいと考えており、ご協力をお願いいたします。

別添 1

(別表第1)	
一 次に掲げる物の大分類E—製造業	
イ 武器又は武器の使用を支援するための活動(輸送、通信、補給、救援又は搜索を含む。)若しくは武力攻撃に対する防御のために特に設計した物	
ロ 航空機	
ハ 人工衛星(地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。)、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料	
ニ 原子炉、原子力用タービン、原子力用発電機又は核原料物質若しくは核燃料物質	
ホ イからニまでに掲げる物の附属品、イからニまでに掲げる物若しくはその附属品の部分品、これらの製作に使用するために特に設計した素材又はこれらの製造用の装置、工具、測定装置、検査装置若しくは試験装置	
二 前号イからホまでに掲げる物の小分類九〇—機械修理業(電気機械器具を除く)及び小分類九〇二—電気機	
三 第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九—ソフトウェア業	
四 細分類〇五—九—その他の金属鉱業(核原料物質に係るものに限る。)	
五 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物の大分類E—製造業	
六 外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術(公知の技術であつて、貿易関係貿易外取引に関する省令(平成十年通商産業省令第八号)第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。)を保有する次のイからへまでに掲げる業種	
イ 大分類E—製造業	
ロ 小分類三九—ソフトウェア業	
ハ 小分類七—自然科学研究所	
ニ 小分類七四—機械設計業	
ホ 小分類七四四—商品・非破壊検査業	
へ 小分類七四九—その他の技術サービス業	
備考 この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件(平成二十五年十月総務省告示第四百五号)の分類表に従っている。	

別添 2

(別表第二)

(2. (2)関係)

大分類	小分類	細 分 類		摘 要	回答欄に記入 する内容 (=回答区分)
		番号	項 目 名		
農業、林業	耕種農業	0111	米作農業		細分類の番号
		0112	米作以外の穀作農業		細分類の番号
		0113	野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）		細分類の番号
		0114	果樹作農業		細分類の番号
		0115	花き作農業		細分類の番号
		0116	工芸農作物農業		細分類の番号
		0117	ばれいしょ・かんしょ作農業		細分類の番号
		0119	その他の耕種農業		細分類の番号
	畜産農業	0121	酪農業		細分類の番号
		0122	肉用牛生産業		細分類の番号
		0123	養豚業		細分類の番号
		0124	養鶏業		細分類の番号
		0125	畜産類似業		細分類の番号
		0126	養蚕農業		細分類の番号
		0129	その他の畜産農業		細分類の番号
	農業サービス業（園芸サービス業を除く）	0131	穀作サービス業		細分類の番号
		0132	野菜作・果樹作サービス業		細分類の番号
		0133	穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業		細分類の番号
		0134	畜産サービス業（獣医業を除く）		細分類の番号
	園芸サービス業	0141	園芸サービス業		細分類の番号
	育林業	0211	育林業		細分類の番号
	素材生産業	0221	素材生産業		細分類の番号
	特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）	0231	製薪炭業		細分類の番号
		0239	その他の特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）		細分類の番号

漁業	林業サービス業	0241	育林サービス業	細分類の番号
		0242	素材生産サービス業	
		0243	山林種苗生産サービス業	
		0249	その他の林業サービス業	
	その他の林業	0299	その他の林業	
	海面漁業	0311	底びき網漁業	0310
		0312	まき網漁業	
		0313	刺網漁業	
		0314	釣・はえ縄漁業	
		0315	定置網漁業	
		0316	地びき網・船びき網漁業	
		0317	採貝・採藻業	
		0318	捕鯨業	
		0319	その他の海面漁業	
	内水面漁業	0321	内水面漁業	細分類の番号
	海面養殖業	0411	魚類養殖業	細分類の番号
		0412	貝類養殖業	細分類の番号
		0413	藻類養殖業	細分類の番号
		0414	真珠養殖業	細分類の番号
		0415	種苗養殖業	細分類の番号
		0419	その他の海面養殖業	細分類の番号
	内水面養殖業	0421	内水面養殖業	細分類の番号
				細分類の番号
鉱業、採石業、砂利採取業	原油・天然ガス鉱業	0531	原油鉱業	細分類の番号
		0532	天然ガス鉱業	細分類の番号
	和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業	1189	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業	ただし、皮革及び皮革製品に限る 2000
		1653	生物学的製剤製造業	細分類の番号
		1694	ゼラチン・接着剤製造業	ただし、にかわ・ゼラチン製造業に限る 2000
	その他の化学工業			
		1711	石油精製業	細分類の番号
製造業	石油精製業			

潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）	1721	潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）	細分類の番号
舗装材料製造業	1741	舗装材料製造業	細分類の番号
その他の石油製品・石炭製品製造業	1799	その他の石油製品・石炭製品製造業	ただし、石油製品製造業に限る
ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	1921	ゴム製履物・同附属品製造業	細分類の番号
	1922	プラスチック製履物・同附属品製造業	
なめし革製造業	2011	なめし革製造業	
工業用革製品製造業（手袋を除く）	2021	工業用革製品製造業（手袋を除く）	
革製履物用材料・同附属品製造業	2031	革製履物用材料・同附属品製造業	
革製履物製造業	2041	革製履物製造業	
革製手袋製造業	2051	革製手袋製造業	2000
かばん製造業	2061	かばん製造業	
袋物製造業	2071	袋物製造業（ハンドバッグを除く）	
	2072	ハンドバッグ製造業	
毛皮製造業	2081	毛皮製造業	
その他のなめし革製品製造業	2099	その他のなめし革製品製造業	
電子デバイス製造業	2814	集積回路製造業	細分類の番号
記録メディア製造業	2831	半導体メモリメディア製造業	細分類の番号
	2832	光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業	細分類の番号
電子回路製造業	2842	電子回路実装基板製造業	細分類の番号
通信機械器具・同関連機械器具製造業	3011	有線通信機械器具製造業	細分類の番号
	3012	携帯電話機・PHS電話機製造業	細分類の番号
	3013	無線通信機械器具製造業	細分類の番号
電子計算機・同附属装置製造業	3031	電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）	細分類の番号
	3032	パーソナルコンピュータ製造業	細分類の番号
	3033	外部記憶装置製造業	細分類の番号
がん具・運動用具製造業	3253	運動用具製造業	ただし、皮革及び皮革製品に限る 2000

電気・ガス・熱供給・水道業	管理、補助的経済活動を行う事業所（33 電気業）	3300	主として管理事務を行う本社等	3300-1 電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者又は同項第十五号に規定する発電事業者（最大出力五万キロワット以上の発電所を有する者に限る。）のいずれかに該当するもの 3300-2 上記以外のもの		
		3309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
		3311	発電所			
		3312	変電所			
	管理、補助的経済活動を行う事業所（34 ガス業）	3400	主として管理事務を行う本社等	3400-1 ガス事業法第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者、同条第八項に規定する特定ガス導管事業者又は同条第十項に規定するガス製造事業者のいずれかに該当するもの 3400-2 上記以外のもの		
		3409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
		ガス業	3411		ガス製造工場	
			3412		ガス供給所	
	熱供給業 上水道業	3511	熱供給業 上水道業		細分類の番号	
		3611-1	上水道業	給水人口が5万人を超える水道事業者又は一日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業者及び当該水道事業者又は水道用水供給事業者が設定した水道施設運営権を有する者に限る。	細分類の番号	
		3611-2	上水道業（上記以外のもの）		細分類の番号	
		情報通信業	固定電気通信業		地域電気通信業（有線放送電話業を除く）	
	3711-1			地域電気通信業（有線放送電話業を除く）（ただし、電気通信事業法第9条の登録を受けるべき電気通信事業に限る）		細分類の番号
	3711-2			地域電気通信業（有線放送電話業を除く）（ただし、電気通信事業法第9条の登録を受けるべき電気通信事業を除く）		細分類の番号
				長距離電気通信業		
	3712-1			長距離電気通信業（ただし、電気通信事業法第9条の登録を受けるべき電気通信事業に限る）		細分類の番号
	3712-2			長距離電気通信業（ただし、電気通信事業法第9条の登録を受けるべき電気通信事業を除く）		細分類の番号
				有線放送電話業		
	3713-1			有線放送電話業（ただし、電気通信事業法第9条の登録を受けるべき電気通信事業に限る）		細分類の番号
	3713-2			有線放送電話業（ただし、電気通信事業法第9条の登録を受けるべき電気通信事業を除く）		細分類の番号
				その他の固定電気通信業		
	3719-1			その他の固定電気通信業（ただし、電気通信事業法第9条の登録を受けるべき電気通信事業に限る）		細分類の番号
	3719-2			その他の固定電気通信業（ただし、電気通信事業法第9条の登録を受けるべき電気通信事業を除く）		細分類の番号
	移動電気通信業		移動電気通信業			
		3721-1	移動電気通信業（ただし、電気通信事業法第9条の登録を受けるべき電気通信事業に限る）		細分類の番号	
		3721-2	移動電気通信業（ただし、電気通信事業法第9条の登録を受けるべき電気通信事業を除く）		細分類の番号	

運輸業、郵便業	公共放送業（有線放送業を除く）	3811	公共放送業（有線放送業を除く）	ただし、電気通信事業法第九条の登録を受け るべき電気通信事業に限る	細分類の番号
	民間放送業（有線放送業を除く）	3821	テレビジョン放送業（衛星放送業を除く）		細分類の番号
		3822	ラジオ放送業（衛星放送業を除く）		細分類の番号
		3823	衛星放送業		細分類の番号
		3829	その他の民間放送業		細分類の番号
	有線放送業	3831	有線テレビジョン放送業		細分類の番号
		3832	有線ラジオ放送業		細分類の番号
	ソフトウェア業	3911-1	受託開発ソフトウェア業（注1に該当するものに限る）		細分類の番号
		3911-2	受託開発ソフトウェア業（3911-1以外のもので、注3に該当するものに限る）		細分類の番号
		3912-1	組込みソフトウェア業（注1に該当するものに限る）		細分類の番号
		3912-2	組込みソフトウェア業（3912-1以外のもので、注3に該当するものに限る）		細分類の番号
		3913-1	パッケージソフトウェア業（注1に該当するものに限る）		細分類の番号
		3913-2	パッケージソフトウェア業（3913-1以外のもので、注3に該当するものに限る）		細分類の番号
	情報処理・提供サービス業	3921-1	情報処理サービス業（注2に該当するものに限る）		細分類の番号
		3921-2	情報処理サービス業（上記以外のもので、注3に該当するものに限る）		細分類の番号
	インターネット附随サービス業	4011	ポータルサイト・サーバ運營業		細分類の番号
		4012	アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ		細分類の番号
		4013-1	インターネット利用サポート業（ただし、電気通信事業法第9条の登録を受け るべき電気通信事業に限る）		細分類の番号
		4013-2	インターネット利用サポート業（ただし、電気通信事業法第9条の登録を受け るべき電気通信事業を除き、注1又は注2に該当するものに限る）		細分類の番号
		4013-3	インターネット利用サポート業（ただし、電気通信事業法第9条の登録を受け るべき電気通信事業及び注1又は注2に該当するものを除き、注3に該当するものに限る）		細分類の番号
	鉄道業	4211	普通鉄道業		細分類の番号
		4212	軌道業		細分類の番号
		4213	地下鉄道業		細分類の番号
		4214	モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く）		細分類の番号
		4215	案内軌条式鉄道業（地下鉄道業を除く）		細分類の番号
		4216	鋼索鉄道業		細分類の番号
		4217	索道業		細分類の番号
		4219	その他の鉄道業		細分類の番号

	一般乗合旅客自動車運送業	4311	一般乗合旅客自動車運送業		細分類の番号
	沿海海運業	4521	沿海旅客海運業		細分類の番号
		4522	沿海貨物海運業		細分類の番号
	内陸水運業	4531	港湾旅客海運業		細分類の番号
		4532	河川水運業		細分類の番号
		4533	湖沼水運業		細分類の番号
	船舶貸渡業	4542	内航船舶貸渡業		細分類の番号
	航空運送業	4611	航空運送業		細分類の番号
	航空機使用業（航空運送業を除く）	4621	航空機使用業（航空運送業を除く）		細分類の番号
	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）	4711	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）	ただし、石油備蓄業に係るものに限る	細分類の番号
	冷蔵倉庫業	4721	冷蔵倉庫業		細分類の番号
	運輸施設提供業	4851	鉄道施設提供業		細分類の番号
卸売業、小売業	石油・鉱物卸売業	5331	石油卸売業		細分類の番号
		6051	ガソリンスタンド		細分類の番号
	燃料小売業	6052	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）	ただし、石油に係るものに限る	細分類の番号
金融業、保険業	中央銀行	6211	中央銀行		細分類の番号
	農林水産金融業	6324	農業協同組合		細分類の番号
		6325	漁業協同組合、水産加工業協同組合		細分類の番号
複合サービス事業	農林水産業協同組合（他に分類されないものの）	8711	農業協同組合（他に分類されないものの）		細分類の番号
		8712	漁業協同組合（他に分類されないものの）		細分類の番号
		8713	水産加工業協同組合（他に分類されないものの）		細分類の番号
		8714	森林組合（他に分類されないものの）		細分類の番号
サービス業（他に分類されないものの）	警備業	9231	警備業		細分類の番号
	他に分類されない事業サービス業	9299-1	他に分類されないその他の事業サービス業	ただし、液化石油ガス(LPG)充てん業及び液化石油ガス(LPG)の貯蔵を行う事業（石油ガス充てん業及び石油ガスの貯蔵を行う事業に係るものであって、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第十四条の規定に基づき指定された特定石油ガス輸入業者等に限る。）	細分類の番号
		9299-2	他に分類されないその他の事業サービス業	ただし、液化石油ガス(LPG)充てん業及び液化石油ガス(LPG)の貯蔵を行う事業（上記以外のもの）に限る。	細分類の番号

備考 この表は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年10月総務省告示第405号）の分類表に従っている。

ソフトウェア業、情報処理・サービス業、インターネット付随サービス業に係る注記

(注1) 次のいずれかに該当するもの

- (1) 以下のいずれかに該当するサービス（これらのサービスを包含する複合的なサービスを含む。）のために専ら用いる情報処理サービス又はインターネット利用サポートサービスを提供する事業のために特に設計したプログラムに係るもの
- イ システム若しくはソフトウェアについてのサイバーセキュリティを確保するための監視サービス又はシステム若しくはソフトウェア等の適切な運用について、サイバーセキュリティに関する事象若しくはその予兆の検知、防御を目的とするサービス若しくはセキュリティ製品が出力するログの分析、通知若しくはレポート提供を継続的に提供するサービス
 - ロ システム又はソフトウェア等の脆弱性に関する知見を有する者によるシステム又はソフトウェア等の脆弱性の診断を行うサービス
 - ハ 機器若しくは記録デバイスを対象に行われる、システム若しくはソフトウェア等の資源及び環境の不正使用等又はそれに至るための行為等への対応等に際し、電磁的記録の証拠保全、調査及び分析並びに電磁的記録の改ざん等についての分析並びに情報収集等を行う一連の科学的調査手法及び技術を用いた調査並びにそれに付帯するサービス
 - ニ システム及び端末等に対し、当該システム及び端末等とは別のシステム及び端末等から管理（機器構成の変更又は情報 の収集等を含む。）を行うソフトウェア・サービス
 - ホ システムや端末等において、不正アクセス、マルウェア感染又はフィッシングへの防御を行うためのセキュリティ対策ソフトウェア・サービス
 - ヘ 日本語入力ソフトウェア・サービス（入力内容を外部サーバーに送信して変換を行うものに限る。）
- (2) この表の細分類 0531（原油鉱業）、同 0532（天然ガス鉱業）、同 1711（石油精製業）回答区分 3300-1（電気業の一部）、回答区分 3400-1（ガス業の一部）、細分類 3611-1（上水道業の一部）、細分類 3711-1（地域電気通信業の一部）、3712-1（長距離電気通信業の一部）、3713-1（有線放送電話業の一部）、3719-1（その他の固定電気通信業の一部）、3721-1（移動電気通信業の一部）、4011（ポータルサイト・サーバ運營業の一部）、4012（アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダの一部）、4013-1（インターネット利用サポート業の一部）、鉄道業（武力事態法に規定する指定公共機関として指定された鉄道事業者）、細分類 4711（石油備蓄業に係る倉庫業（冷蔵倉庫業を除く））、4721（石油備蓄業に係る冷蔵倉庫業）、9299-1（LPG 充填・貯蔵業の一部）に掲げる事業のサービスを提供するために必要なシス

テムのために特に設計したプログラムに係るもの

- (3) 百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）であって次に掲げるものを扱うために特に設計したプログラムに係るもの

イ 位置情報

ロ 個人情報の保護に関する法律施行令第一条に掲げるもの又は第二条各号に掲げる事項を内容とする記述等が含まれるもの（注）

ハ 信用情報（資金需要者である顧客又は債務者の借入金の返済能力に関する情報をいう。）の収集及び他のものに対する信用情報の提供を行う業務を行う機関において取り扱う信用情報

（注）ロに該当するものについては、以下に該当する場合は対象になりません。

●「指定金融機関（※）」又は「指定金融機関の会社法上の子会社」が、

- 指定金融機関又はその関係会社（会社計算規則（平成第十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十二号に規定する関係会社をいう。以下「指定金融機関等」）に対して提供する場合
- 法令に基づき指定金融機関又はその関係会社以外のものに対して提供する割合が一定以下とされている場合は、当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合
- 法令に基づき指定金融機関又はその関係会社以外のものに対して提供する割合が定められていない場合は、主として当該指定金融機関等又はその関係会社に提供しつつ、当該指定金融機関等又は関係会社以外のものに対して提供する場合

（※）指定金融機関に該当するもの

- ・ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行
- ・ 銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社
- ・ 保険業法（平成七年第百五号）第二条第二項に規定する保険会社
- ・ 保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社
- ・ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者であって、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業を行うもの
- ・ 金融商品取引法第五十七条の十二第一項に規定する指定親会社

（注2）次のいずれかに該当するもの

- (1) 以下のいずれかに該当するサービス（これらのサービスを包含する複合的なサービスを含む。）のために専ら用いる情報処理サービス又はインターネット利用サポ

ートサービスを提供するもの

イ システム若しくはソフトウェアについてのサイバーセキュリティを確保するための監視サービス又はシステム若しくはソフトウェア等の適切な運用について、サイバーセキュリティに関する事象若しくはその予兆の検知、防御を目的とするサービス若しくはセキュリティ製品が出力するログの分析、通知若しくはレポート提供を継続的に提供するサービス

ロ システム又はソフトウェア等の脆弱性に関する知見を有する者によるシステム又はソフトウェア等の脆弱性の診断を行うサービス

ハ 機器若しくは記録デバイスを対象に行われる、システム若しくはソフトウェア等の資源及び環境の不正使用等又はそれに至るための行為等への対応等に際し、電磁的記録の証拠保全、調査及び分析並びに電磁的記録の改ざん等についての分析並びに情報収集等を行う一連の科学的調査手法及び技術を用いた調査並びにそれに付帯するサービス

ニ システム及び端末等に対し、当該システム及び端末等とは別のシステム及び端末等から管理（機器構成の変更又は情報の収集等を含む。）を行うソフトウェア・サービス

ホ システムや端末等において、不正アクセス、マルウェア感染又はフィッシングへの防御を行うためのセキュリティ対策ソフトウェア・サービス

ヘ 日本語入力ソフトウェア・サービス（入力内容を外部サーバーに送信して変換を行うものに限る。）

（２）この表の細分類 0531（原油鉱業）、同 0532（天然ガス鉱業）、同 1711（石油精製業）回答区分 3300-1（電気業の一部）、回答区分 3400-1（ガス業の一部）、細分類 3611-1（上水道業の一部）、細分類 3711-1（地域電気通信業の一部）、3712-1（長距離電気通信業の一部）、3713-1（有線放送電話業の一部）、3719-1（その他の固定電気通信業の一部）、3721-1（移動電気通信業の一部）、4011（ポータルサイト・サーバ運営業の一部）、4012（アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダの一部）、4013-1（インターネット利用サポート業の一部）、鉄道業（武力事態法に規定する指定公共機関として指定された鉄道事業者）、細分類 4711（石油備蓄業に係る倉庫業（冷蔵倉庫業を除く））、4721（石油備蓄業に係る冷蔵倉庫業）、9299-1（LPG 充填・貯蔵業の一部）に掲げる事業のために専ら用いるための情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供するもの

（３）百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第第一項に規定する個人情報をいう。）であって次に掲げるものの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サ

ポートサービスを提供するもの（注）

イ 位置情報

ロ 個人情報の保護に関する法律施行令第一条に掲げるもの又は第二条各号に掲げる事項を内容とする記述等が含まれるもの

ハ 信用情報（資金需要者である顧客又は債務者の借入金の返済能力に関する情報をいう。）の収集及び他のものに対する信用情報の提供を行う業務を行う機関において取り扱う信用情報

（注）ロに該当するものについては、上記の指定金融機関又はその子会社が上記に該当する場合は同様に対象外となります。

（注３）次のいずれかに該当するもの

（１）当該会社が主たる業務として、これらの業を営むもの

（２）対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）別表第一又は第二の業種に属する事業に付随して実施するもの

（３）対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）別表第三の業種に属する事業に付随して実施するものであって、次の（a）（b）以外の他のものから委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの、（a）（b）以外の他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するもの及び（a）（b）以外の他のものから委託を受けたインターネット利用サポート業

（a）その会社の関係会社（会社計算規則（平成第十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十二号に規定する関係会社）

（b）その会社が営む事業と同種の事業を行う他の会社

6. 記入例

事前届出対象事業の該当性に係る調査(本社に係る分)

【別紙1】

作成年月日

2020年3月27日

質問項目		回答記入欄
1. 貴社に関する項目		
(1) 会社名(和文)		ABC株式会社
(2) 会社名(英文)		ABC Co., Ltd
(3) ISINコード		JP*****
(4) 証券コード		****
(5) 担当者連絡先	住所	100-0000 千代田区霞が関 * - * - *
	部署	〇〇部〇〇課〇〇係
	氏名	外為 太郎
	電話番号	03-*****
	メールアドレス	*****@*****.co.jp

2. 事前届出対象事業について

(1)	定款上の事業目的、有価証券報告書、ホームページの公表情報等を踏まえ、貴社の事業内容につき、別表1に該当すると判断される場合には 該当あり 欄に○をつけ、該当する事業にチェックをしてください。該当がない場合は、該当なしに○をしてください。		①	該当あり 該当なし
	事業分類		② 業種を営んでいる場合はチェック	③ 備考欄
	一号	イ	○	
		ロ		
		ハ		
		ニ		
		ホ		
	二号			
	三号		○	イ
	四号			
	五号			
	六号	イ		
ロ				
ハ				
ニ				
ホ				
ヘ				
(注1) 一号ホ、二号又は三号に該当する場合は、一号イ～ニのどれに該当するか備考欄に記載すること。				
(注2) 五号に該当する場合は、輸出貿易管理令のどれに該当するか備考欄に記載すること。				
(注3) 六号イ～ヘに該当する場合は、外国為替令のどれに該当するか備考欄に記載すること。				
(2)	定款上の事業目的、有価証券報告書、ホームページの公表情報等を踏まえ、貴社の事業内容につき、別表2に該当すると判断される場合には 該当あり 欄に○をつけ、回答区分欄の細分類番号等を全て記載してください。(欄が不足する場合には、適宜追加してください)。該当がない場合は、該当なしに○をしてください。		④	該当あり 該当なし
	該当する細分類等の記入欄		⑤	0111
	該当する細分類等の記入欄			1653
	該当する細分類等の記入欄			3400-1
	該当する細分類等の記入欄			3911-1
	該当する細分類等の記入欄			《回答区分欄の細分類番号等》
	該当する細分類等の記入欄			《回答区分欄の細分類番号等》
	該当する細分類等の記入欄			《回答区分欄の細分類番号等》

備考欄

定款の事業目的には「発電事業」を記載していますが、実際には営んでおらず近い将来において営む予定もありません。

親会社の名称		ABC株式会社		
子会社の有無		有		
質問項目		回答記入欄		
1. 事前届出対象事業について				
(1)	(1) 貴社の子会社(会社法上の子会社及び議決権の100分の50に相当する議決権の数を保有する他の会社をいい、本邦にあるものに限ります。)において、事前届出対象事業を営んでいる場合は、回答欄に○の上、事前届出対象となる理由を下記の欄に記載してください。	該当あり 該当なし		
(2)	貴社の子会社について、定款上の事業目的、有価証券報告書、ホームページの公表情報等を踏まえ、貴社の子会社の事業内容につき、別表1に該当すると判断される場合には 該当あり 欄に○をつけ、該当する欄すべてにチェックをしてください。(欄が不足する場合には、適宜追加してください)。該当がない場合は、該当なしに○をしてください。		該当あり 該当なし	
	事業分類		業種を営んでいる場合はチェック	備考欄
	一号	イ		
		ロ		
		ハ		
		ニ		
		ホ		
	二号			
	三号			
	四号			
	五号			
	六号	イ		
		ロ		
		ハ		
ニ				
ホ				
(注1) 一号ホ、二号又は三号に該当する場合は、一号イ～ニのどれに該当するか備考欄に記載すること。 (注2) 五号に該当する場合は、輸出貿易管理令のどれに該当するか備考欄に記載すること。 (注3) 六号イ～ヘに該当する場合は、外国為替令のどれに該当するか備考欄に記載すること。				
(3)	貴社の子会社について、定款上の事業目的、有価証券報告書、ホームページの公表情報等を踏まえ、貴社の子会社の事業内容につき、別表2に該当すると判断される場合には 該当あり 欄に○をつけ、回答区分欄の細分類番号等を全て記載してください。(欄が不足する場合には、適宜追加してください)。該当がない場合は、該当なしに○をしてください。		該当あり 該当なし	
	該当する細分類等の記入欄		0111	
	該当する細分類等の記入欄		《回答区分欄の細分類番号等》	
	該当する細分類等の記入欄		《回答区分欄の細分類番号等》	
	該当する細分類等の記入欄		《回答区分欄の細分類番号等》	
	該当する細分類等の記入欄		《回答区分欄の細分類番号等》	
	該当する細分類等の記入欄		《回答区分欄の細分類番号等》	
	該当する細分類等の記入欄		《回答区分欄の細分類番号等》	
備考欄:				

7. 業種の解説

細分類 1653 生物学的製剤製造業

1653 生物学的製剤製造業については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 13 条第 1 項に基づく製造業許可(生物学的製剤等区分)を取得している事業者のうち、日本標準産業分類上の生物学的製剤(ワクチン、血液製剤等)を製造する事業者に該当する場合選択してください。再生医療等製品は生物学的製剤に含まれません。

分類 3300-1

電気事業法の許可を受けている一般送配電事業者、送電事業者は選択してください。また、電気事業法の届出を行っている発電事業者については、発電所一か所あたりの最大出力が五万キロワット以上の発電所を有する場合のみ選択してください。

分類 3400-1

ガス事業法の許可を受けている一般ガス導管事業者、届出を行っている特定ガス導管事業者、ガス製造事業者は選択してください。

分類 3611-1

上水道業(給水人口が五万人を超える水道事業者又は一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業者又は地方公共団体であって給水人口が五万人を超える水道事業者若しくは一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業者が設定した水道施設運営権を有する者に限る)

給水人口が5万人を超える水道事業者又は一日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業者又は地方公共団体であって給水人口が五万人を超える水道事業者若しくは一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業者が設定した水道施設運営権を有する者である場合、選択してください。

3611-2 上水道業(上記以外のもの)

給水人口が五万人以下の水道事業者又は一日最大給水量が二万五千立方メートル以下の水道用水供給事業者又は地方公共団体であって給水人口が五万人以下の水道事業者若しくは一日最大給水量が二万五千立方メートル以下の水道用水供給事業者が設定した水道施設運営権を有する者。加えて、水道法第

二十四条の三第三項に定める同条第一項の規定により業務の委託を受ける者（水道管理業務受託者）である場合、選択してください。

分類 3911-1～3921-2、4013-2～4013-3

それぞれ、注 1～3 に該当する場合には記載してください。各注の補足は以下の通りです。

<注 1・注 2 関係>

(1) イの「システム若しくはソフトウェアについてのサイバーセキュリティを確保するための監視サービス又はシステム若しくはソフトウェア等の適切な運用について、サイバーセキュリティに関する事象若しくはその予兆の検知、防御を目的とするサービス若しくはセキュリティ製品が出力するログの分析、通知若しくはレポート提供を継続的に提供するサービス」とは、経済産業省「情報セキュリティサービス基準」（平成 30 年 2 月 28 日）のセキュリティ監視・運用サービスの定義に準拠し、システムやソフトウェア等についての情報セキュリティを確保するための監視サービス及びシステムやソフトウェア等の適切な運用についての次に掲げるいずれか又は全てのサービスを指します。

- ① マネージドセキュリティサービス（セキュリティインシデント又はその予兆の検知、防御を目的とするものをいう。）
- ② セキュリティ監視サービス（セキュリティ製品が出力するログの分析、通知、レポート提供を継続的に提供するものをいう。）
- ③ マネージドセキュリティサービスやセキュリティ監視サービスを包含する複合的なサービス

(1) ロの「システム又はソフトウェア等の脆弱性に関する知見を有する者によるシステム又はソフトウェア等の脆弱性の診断を行うサービス」とは、「情報セキュリティサービス基準」の脆弱性診断サービスの定義に準拠し、システムやソフトウェア等の脆弱性に関する一定の知見を有する者が、システムやソフトウェア等に対して行う次に掲げるいずれか又は全てのサービスをいう。

- ① Web アプリケーション脆弱性診断
- ② プラットフォーム脆弱性診断
- ③ スマートフォンアプリケーション脆弱性診断
- ④ その他システムやソフトウェア等の脆弱性診断

(1) ハの「機器若しくは記録デバイスを対象に行われる、システム若しくはソフトウェア等の資源及び環境の不正使用等又はそれに至るための行為等への

対応等に際し、電磁的記録の証拠保全、調査及び分析並びに電磁的記録の改ざん等についての分析並びに情報収集等を行う一連の科学的調査手法及び技術を用いた調査並びにそれに付帯するサービス」とは、「情報セキュリティサービス基準」のデジタルフォレンジックサービスの定義に準拠し、システムやソフトウェア等の資源及び環境の不正使用、サービス妨害行為、データの破壊、意図しない情報の開示等、並びにそれらへ至るための行為（事象）等への対応等や法的紛争・訴訟に際し、電磁的記録の証拠保全、調査及び分析を行うとともに、電磁的記録の改ざん及び毀損等についての分析及び情報収集等を行う一連の科学的調査手法及び技術（以下「デジタルフォレンジック」という。）についての次に掲げるいずれか又は全てのサービスをいう。

- ① 機器や記録デバイスを対象とするデジタルフォレンジックによる調査
- ② デジタルフォレンジックによる調査に付帯する訴訟支援及び電子証拠開示対応（e ディスカバリ）等のサービス

（１）ニの「システム及び端末等に対し、当該システム及び端末等とは別のシステム及び端末等から管理（機器構成の変更又は情報の収集等を含む。）を行うソフトウェア・サービス」とは、システムや端末等の利用状況の収集やメンテナンスといった運用管理に必要な作業を当該システムや端末とは別のシステムや端末等から実施可能にするソフトウェア・サービスのことを指します。

（１）ホの「システムや端末等において、不正アクセス、マルウェア感染又はフィッシングへの防御を行うためのセキュリティ対策ソフトウェア・サービス」とは、ファイアウォールによる不正アクセス対策や、パターンファイルによるマルウェアの検出と隔離、プロキシ等によるフィッシングへの対策等を行うセキュリティ対策ソフトウェアを指します。

（１）ヘの「日本語入力ソフトウェア・サービス（入力内容を外部サーバーに送信して変換を行うものに限る。）」とは、日本語入力ソフトウェア・サービスのうち、入力された文字を外部サーバーに送信してカナ漢字変換処理を行うソフトウェア・サービスを指します。

（２）「この表の細分類 0531（原油鉱業）、同 0532（天然ガス鉱業）、同 1711（石油精製業）回答区分 3300-1（電気業の一部）、回答区分 3400-1（ガス業の一部）、細分類 3611-1（上水道業の一部）、細分類 3711-1（地域電気通信業の一

部)、3712-1(長距離電気通信業の一部)、3713-1(有線放送電話業の一部)、3719-1(その他の固定電気通信業の一部)、3721-1(移動電気通信業の一部)、4011(ポータルサイト・サーバ運営業の一部)、4012(アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダの一部)、4013-1(インターネット利用サポート業の一部)、鉄道業(武力事態法に規定する指定公共機関として指定された鉄道事業者)、細分類 4711(石油備蓄業に係る倉庫業(冷蔵倉庫業を除く))、4721(石油備蓄業に係る冷蔵倉庫業)、9299-1(LPG 充填・貯蔵業の一部)に掲げる事業のサービスを提供するために必要なシステムのために特に設計したプログラムに係るもの(又は専ら用いるための情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービス)」とは、当該事業のサービス提供のために専用に設計するものを指しており、当該事業を営む会社において使用されている一般的なプログラム(例:帳簿会計ソフト、書類作成ソフト等)まで含むものではありません。

(3)「百万人以上の者の個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第第一項に規定する個人情報をいう。)であって次に掲げるものを扱うために特に設計されたプログラム又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービス」とは、百万人以上の個人情報等を集め、管理することが可能(あるいは管理することを目的とした)プログラムやサービスを指します。したがって、例えば1万人分の情報を収集するソフトウェアを、100社に提供しているような場合はこれに該当しません。また、百万人以上の個人情報を集めるために設計しているものが対象となり、現実にはそのプログラムにより顧客が何件の情報を保有しているかは問いません。

(3)イの「位置情報」とは、基地局に係る位置情報、GPS 位置情報、W i - F i 位置情報その他個人の位置を指し示す情報を含みます。

(3)ロについては、(注)に記載の通り、指定金融機関又はこれらの指定金融機関の子会社が、

- ①これらの指定金融機関又はその関係会社(以下、指定金融機関等)に対して提供する場合
- ②関連する法令に基づき、指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が一定以下とされている指定金融機関等が、当該割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合(所謂従属業務として実施している場合)
- ③法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められ

ていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ、指定金融機関等以外のものに対しても提供する場合

は、ロの項目には該当しません。

<注3 関係> 指定業種告示の改正

- ・ 指定業種告示別表3を主として営む企業が、その主軸業務のために、付随業務としてソフトウェア開発業又はインターネット利用サポート業を営んでおり、他者からの委託を受けていない場合は対象外とする予定です。例えば、小売業を営む企業Aが、自社の販売促進目的で広告アプリを開発するためにソフトウェア業を営んでいる場合は該当しません。また、自社が所属するグループ内の企業（関係会社）や、同業他社である同じく小売業を営む企業Bに対して同様のアプリやソフトウェアを提供するような場合も該当しません。

8. 各事業所管大臣の連絡先

本調査に関する、各業種毎の事業所管大臣及び連絡先は以下のとおりです。

日本標準産業分類に規定する各業種の説明及び内容例示については、下記 URL からご覧いただけますが、ご覧いただいた上でもなお、具体的な分類について疑問がある場合はご連絡ください。(注) ○○○業のかっこは、日本標準産業分類の細分類の番号です。日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）（平成 26 年 4 月 1 日施行）分類項目名、説明及び内容例示

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

○農林水産省（食料産業局企画課）03-3502-8111（代）03-6744-2064（直）

農林水産業（0111～0421）、農業協同組合（6324）、漁業協同組合、水産加工業協同組合（6325）、農林水産業共同組合≪他に分類されないもの≫（8711～8714）

○経済産業省（貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理政策課国際投資管理室）電話：03-3501-1511（代）03-3501-1774（直）

別表第 1 に規定するすべての業種

別表第 2 中、原油鉱業（0531）、天然ガス鉱業（0532）、石油精製業（1711、1721）、石油製品製造業（1741、1799）、皮革及び皮革製品製造業（細分類 1189、1694、1921、1922、2011、2021、2031、2041、2051、2061、2071、2072、2081、2099、3253）、集積回路製造業（2814）、半導体メモリメディア製造業（2831）、光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業（2832）、電子回路実装基板製造業（2842）、有線通信機械器具製造業（3011）、携帯電話機・PHS 電話機製造業（3012）、無線通信機械器具製造業（3013）、電子計算機製造業（3031）、パーソナルコンピュータ製造業（3032）、外部記憶装置製造業（3033）、電気業（3300、3309、3311、3312）、ガス業（3400、3409、3411、3412）、熱供給業（3511）、受託開発ソフトウェア業（3911）、組込みソフトウェア業（3912）、パッケージソフトウェア業（3913）、情報処理サービス業（3921）、石油備蓄業に係る倉庫業≪冷蔵倉庫業を除く≫（4711）、石油備蓄業に係る冷蔵倉庫業（4721）、石油卸売業（5331）、ガソリンスタンド（6051）、石油業に係る燃料小売業≪ガソリンスタンドを除く≫（6052）、液化石油ガス（LPG）充てん業及び LPG 貯蔵業（9299）

○厚生労働省（医政局経済課）03-5253-1111（代）03-3595-2421（直）

生物学的製剤製造業（1653）、上水道業（3611）

○総務省（国際戦略局国際経済課多国間経済室）電話：03-5253-5111（代）03-5253-5929（直）

地域電気通信業≪有線放送電話業を除く≫（3711）長距離電気通信業（3712）、有線放送電話業（3713）、その他の固定電気通信業（3719）、移動電気通信業（3721）、公共放送業≪有線放送業を除く≫（3811）、テレビジョン放送業≪衛星放送業を除く≫（3821）、ラジオ放送業≪衛星放送業を除く≫（3822）、衛星放送業（3823）、その他の民間放送業（3829）、有線テレビジョン放送業（3831）、有線ラジオ放送業（3832）、ポータルサイト・サーバ運営業（4011）、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ（4012）、インターネット利用サポート業（4013）

○国土交通省（総合政策局国際政策課）03-5253-8111（代）03-5253-8312（直）

鉄道業（4211、4212、4213、4214、4215、4216、4217、4219）、一般乗合旅客自動車運送業（4311）、沿海海運業（4521、4522）、内陸水運業（4531、4532、4533）、船舶貸渡業（4542）、航空運送業（4611）、航空機使用業≪航空運送業を除く≫（4621）、鉄道施設提供業（4851）、

○警察庁（生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室）03-3581-0141（代）（内3024）

警備業（9231）

○財務省国際局調査課外国為替制度調査室 03-3581-4111（代）（内線 5284、5410）

その他全般、一般的なお問合せ